

# 労務 ROAD

## ■月額変更届（随時改定）について

前号では算定基礎届についてお知らせしました。今回は被保険者の報酬が、昇給・降給等の固定的賃金の変動に伴って一定以上変わった時、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定する、随時改定についてお知らせします。

### 随時改定を行う条件

1. 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった場合。
2. 変動月からの3カ月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた場合。
3. 3カ月とも支払基礎日数が17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上である場合。

上記1～3すべての要件を満たした場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4カ月目（例：4月に支払われる給与に変動があった場合、7月）の標準報酬月額から改定されます。

### よくある質問



### 定時決定と時期が重複する場合はどちらが優先されるの？

定時決定の期間である4月・5月・6月に昇給や降給があり、随時改定要件を満たす場合、定時決定よりも随時改定が優先されます。具体的には、定時決定の反映時期を待たずに、随時改定の反映時期から社会保険料額が変わります。

### 月60時間超残業の割増賃金率改正により賃金が上がった場合は随時改定の要因になるの？

該当する場合があります。4月から60時間超え支給率を1.5で計算した場合、4・5・6月に60時間超えが1分でも発生するとそこから3カ月の賃金を見て随時改定が必要かどうか判断する必要があります。

### 随時改定とならないケースはあるの？

- 休職による休職給を受けた場合は、固定的賃金の変動がある場合。
- 固定的賃金は上がったが、残業手当等の非固定的賃金が減ったため、変動後の引き続いた3カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合。
- 固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増加したため、変動後の引き続いた3カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合。

【日本年金機構より】

## ■所員紹介／島

4月1日に入社しました島（しま）です。関西の芸術大学を卒業しました。大学在学中はアートプロジェクトの企画や運営、イベント、ワークショップ、映像制作などを行っていました。印象に残っているプロジェクトは大阪西成区でホームレスや日雇い労働者の方たちとともに絵画を描いたり、町でパレード行ったりしたことです。（写真左）多様な背景を持つ人々と一緒になって表現活動をして地域や社会の課題を解決していくという目的で行いました。趣味は近代建築をめぐることです。中でも弊所の近くある綿業会館という建物がお気に入りです。（写真右）大広間の泰山タイルと呼ばれるタイルのレリーフの壁面が美しいです。改めまして、これから精いっぱい頑張りますので何卒、よろしくお願ひいたします。



VOL.961  
(2506-4)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：井村・池上・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

～中小事業の労働保険事務  
は「労働保険事務組合」へ  
の加入が便利です！～

●「労働保険事務組合」に  
加入するメリット

✓事業主様や家族従事者  
の方も労災保険に特別加入  
することができ、安心して  
仕事ができます。

✓労働保険料の分割払い  
で負担軽減（年3回の分割  
納付）

✓事務の効率化：労働保  
険の申告・納付等の労働保  
険事務は、労働保険事務組  
合が事業主様に代わって処  
理します。

## 6月労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備  
(7/10が期限)
- ・特別徴収住民税額の更新